

## 社会福祉法人あゆみ会報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は社会福祉法人あゆみ会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)、評議員及び評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬等の支給の基準及び報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

### (費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用弁償をする。

ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

#### (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

熊野町内在住者 0円

熊野町外在住者 自宅との往復の距離数に1kmあたり30円を乗じた額（小数点以下は四捨五入する。）

#### (2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

熊野町内在住者 0円

熊野町外在住者 自宅との往復の距離数に1kmあたり30円を乗じた額（小数点以下は四捨五入する。）

#### (3) 役員等が出張したとき支給する費用弁償の額は、次のとおりとする。

公共交通機関の場合 掛かった実費のうち理事長が認めた額

自家用車の場合 自宅との往復の距離数に1kmあたり30円を乗じた額（小数点以下は四捨五入する。）。駐車料金は掛かった実費のうち理事長が認めた額。

### (改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

### 附 則

この規程は2011年4月1日から施行する。

この規程は2014年1月1日から施行する。

この規程は2017年1月1日から施行する。

この規程は2017年6月20日から施行する。